

ロボット支援手術プロクター認定制度規則（消化器・一般外科）

第1章 総則

（目的）

第1条

ロボット支援手術は、消化器癌を含め多くの外科手術に応用されているが、内視鏡下の手術野で特殊な器具を用いて行う手術であり、高度な技術が要求される。この日本内視鏡外科学会ロボット支援手術プロクター認定制度（以下、本制度と略す）は、日本内視鏡外科学会（以下、本学会と略す）が、消化器・一般外科ロボット支援手術のプロクター（手術指導医）を認定し、円滑且つ安全なロボット支援手術の導入に寄与するよう制定するものである（以下、本規則という）。これにより本邦における消化器・一般外科ロボット支援手術の健全な普及と進歩を促し、ひいては国民の福祉に貢献することを目的とする。

（対象）

第2条

本制度は、消化器・一般外科に対するロボット支援内視鏡手術の手術手技において、術者として標準的な技量を取得し、他者によるロボット支援手術を円滑且つ安全に指導できる（プロクタリング）指導者（プロクター）を認定するものである。ただし、各領域について、本規則の条項と異なる定めがある場合には、その定めに従うものとし、その限りにおいて本規則は適用されないものとする。

第2章 ロボット支援手術プロクター認定制度部会（消化器・一般外科）

（設置）

第3条

本学会は、第1条の目的を達成するために、日本内視鏡外科学会ロボット支援手術検討委員会（消化器・一般外科領域）がその認定業務の実務を行う（以下、本制度部会と略す）。

（業務）

第4条

1. 本制度部会は、本制度に関して、関連学会との連絡および調整、本学会が主催するロボット支援手術プロクター教育セミナーの企画・実施、その他本制度に関するすべての業務に対処することを目的とする。
2. 本制度部会において決定された重要案件は、本制度部会長が、本学会ロボット支援手術検討委員会の議を経て、本学会理事長に報告し、本学会理事会の承認を経て、実施されるものとする。

3. 本制度部会は、同会の審議に基づき、ロボット支援手術プロクター（消化器・一般外科）の認定・更新を管理し、その内容について、ロボット支援手術検討委員会の承認を経て、本学会理事会に報告するものとする。

（補充）

第5条

本制度部会員に欠員が生じた場合、または、ロボット支援手術検討委員長が必要と認めた場合には、ロボット支援手術検討委員長の確認を経て人員の補充を行うものとする。

第3章 プロクター（手術指導医）申請資格

（申請資格）

第6条

ロボット支援手術プロクター認定（消化器・一般外科）は術式ごとに行われる（手術支援ロボット（内視鏡手術用支援機器）機種ごとに認定するものではない）。これを申請する者（以下、申請者と略す）は、次に定める全ての条件を満たさねばならない。執刀経験は、複数の機種の症例が混在してもよい。

- （1）日本消化器外科学会消化器外科専門医であること。
- （2）日本内視鏡外科学会技術認定取得者であること。
- （3）消化器・一般外科ロボット支援手術を独力で遂行できる技術を有していること。
- （4）消化器・一般外科ロボット支援手術に関して各種学会および学術雑誌において、1件以上の論文発表、あるいは学会発表（主著、あるいは共著）を有すること。
- （5）該当領域について以下の執刀経験を有すること。

①食道

主たる術者としてロボット支援食道切除術を20例以上

②胃

主たる術者としてロボット支援胃切除術を40例以上（うち、5例は食道切離・再建を伴う症例とし、その中に胃全摘術2例以上を含むこと）

③大腸

主たる術者としてロボット支援大腸切除術を40例以上

④ヘルニア

主たる術者としてロボット支援鼠径ヘルニア手術を20例以上

⑤副腎

主たる術者としてロボット支援副腎摘除術を20例以上

- （6）本学会が主催する、ロボット支援手術プロクター教育セミナーに参加していること。

第4章 申請・認定方法

(申請方法)

第7条

申請者は、次に定める書類および申請料を、本制度部会に提出する。

- (1) 消化器・一般外科ロボット支援手術プロクター認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 日本消化器外科学会 消化器外科専門医認定証(写)
- (4) 消化器・一般外科ロボット支援手術実績一覧表
- (5) 消化器・一般外科ロボット支援手術関連業績目録
- (6) 申請者の消化器・一般外科ロボット支援手術手技を評価しうる2名の推薦状
- (7) ロボット支援手術プロクター教育セミナーの受講証明書(写)
- (8) 消化器・一般外科ロボット支援手術プロクター認定申請料(別に定める)

(審査方法)

第8条

本制度部会は、申請書類をもとに、申請者の書類審査を行い、判定を行う。判定結果は、ロボット支援手術検討委員会の議を経て、本学会理事会に報告する。

(認定)

第9条

1. 本学会理事長は、本制度部会の審査結果に基づき消化器・一般外科ロボット支援手術の術者として十分な技量があると判定した申請者に対して、日本内視鏡外科学会ロボット支援手術プロクター認定証(消化器・一般外科)を交付する。
2. 前項により認定証の交付を受けた者を「日本内視鏡外科学会ロボット支援手術認定プロクター(消化器・一般外科)(以下、認定プロクターと略す)」と称する。

(認定プロクターの公表とプロクター依頼手続きおよび責任)

第10条

1. 認定プロクター(手術指導医)名は、日本内視鏡外科学会 HP 上に掲載する。
2. 指導依頼をした手術における責任の所在については、あらかじめプロクター依頼側が明確にし、依頼する際に認定プロクターへ提示するよう努めるものとする。
3. プロクター依頼においては、当該機種に精通・トラブル発生時の対応が可能なことをプロクター側、招聘側で確認するものとする。

(資格更新)

第 11 条

1. 消化器・一般外科のプロクター認定資格は 5 年ごとに更新を必要とする。その際に認定されているすべての術式について、資格が更新される。更新は、下記各号について本制度部会で審査し、ロボット支援手術検討委員会の議を経て、本学会理事会に報告する。
 - (1)消化器・一般外科ロボット支援手術プロクター更新申請書
 - (2)日本消化器外科学会 消化器外科専門医認定証(写)
 - (3) 消化器・一般外科ロボット支援手術プロクター更新申請料(別に定める)
2. 日本内視鏡外科学会技術認定の認定資格を喪失した者も、前項の更新を受けることができる。但し、更新申請にあたり、前項の書類に加えて、以下の書類を提出することを要する。
 - (1)臨床従事確認書(内視鏡外科手術に従事していることを証明しうる 2 名の署名による)
 - (2)手術実績一覧表(初回プロクター申請と同数以上の症例経験を要する。但し、執刀に限定されず指導例も含まれるものとする)。

(資格喪失)

第 12 条

次に該当するものは、本制度部会で審議し、その資格を喪失する。

- (1)正当な理由を付して認定資格を辞退したとき。
- (2)日本内視鏡外科学会会員資格を喪失したとき。
- (3)申請書に虚偽が認められたとき。
- (4)その他、プロクターとして不適当と認められたとき。
- (5)臨床に従事しなくなったとき。

(機種の一貫性)

第 13 条

本規則の適用において、以下のロボット支援手術機器(消化器外科領域で保険適用となった時点より有効)について各群内の機種は同一機種とみなす。

- (1)インテュイティブサージカル合同会社: da Vinci Si サージカルシステム、da Vinci X サージカルシステム、da Vinci Xi サージカルシステム、Da Vinci 5 サージカルシステム
- (2)インテュイティブサージカル合同会社: da Vinci SP サージカルシステム
- (3)アセンサス・サージカル・ジャパン株式会社: センハンス・デジタルラパロスコピー・システム
- (4)株式会社メディカロイド: hinotori サージカルロボットシステム
- (5)コヴィディエン ジャパン株式会社: Hugo RAS システム
- (6)リバーフィールド株式会社: Saroa サージカルシステム

附則

1. 本規則は、令和元年 12 月 4 日に発効する。
2. 本規則は、本制度部会の提議に基づき、ロボット支援手術検討委員会と本学会理事会の議を経て改訂するものとする。

附則

1. この規則の変更は令和 4 年 9 月 5 日から施行する。
2. 前項の定めにもかかわらず、第 6 条 9 号の要件は 2024 年以降の申請者について適用するものとし、2022 年および 2023 年の申請者については、なお従前の例の通りとし、ロボット支援手術プロクター教育セミナー参加を申請資格に含めないものとする。

附則

1. ロボット支援鼠径ヘルニア手術のプロクター申請については、2026 年 12 月 31 日まで、第 6 条(1)から(4)の条件に加え、以下のいずれかの条件を満たせば、同申請ができるものとする。
 - ア 第 6 条(5)④の執刀経験(主たる術者としてのロボット支援鼠径ヘルニア手術 20 例)を充足すること((6)(本学会主催のロボット支援手術プロクター教育セミナーへの参加)は不要とする)。
 - イ 消化器・一般外科の他領域のプロクター資格を有していて、かつ、(5)に代えて、主たる術者としてロボット支援鼠径ヘルニア手術を 10 例以上執刀した経験があること。
 - ウ (5)(6)に代えて、主たる術者として腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術を 100 例以上(ロボット支援鼠径ヘルニア手術 10 例以上を含む)執刀した経験があること。
2. 本附則は、2026 年 12 月 31 日の経過によって自動的に削除されるものとする。

変更履歴 令和 3 年 9 月 6 日
 令和 4 年 9 月 5 日
 令和 4 年 12 月 7 日
 令和 6 年 2 月 27 日
 令和 6 年 9 月 3 日
 令和 6 年 12 月 4 日
 令和 7 年 5 月 19 日
 令和 7 年 9 月 30 日
 令和 8 年 4 月 3 日
 令和 8 年 9 月 25 日